

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、翌日発行)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等

保険医等の登録

豚等の移入の禁止の解除

農業協同組合が行う土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良法による換地処分

公有水面の埋立ての免許の出願

土地収用法による土地の立入り

道路の区域の変更

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

## 告 示

鳥取県告示第七百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倉田地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

国安字三軒屋

同上の区域（昭和五十五年六月二十五日現在の地番による。）  
蔵田字三軒屋三〇二の一、三〇二の二の一部、三〇二の三から三〇二の一まで、三〇三、三〇四、三〇五のから三〇五の三まで、三〇六から三〇九まで及びこれらと一体をなす国有地、蔵田字清水川三〇一の一部、三一の一、三一の一の一部、三一の二の一部、三一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに蔵田字六反田三二五の二から三二五の三まで、三一五の五の一部、三一六の二、三一七の二、三一八の二、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

国安字清水川

国安字神田九二三から九二七までの一部、九三三の一部、九三四、九三五及びこれらと一体をなす国有地、蔵田字島田六二の一の一部、六二の二の一部、六三及びこれらと一体をなす国有地、蔵田字瀬戸田二六二の一部、二六三、二六四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに蔵田字清

<p>国安字島田</p>	<p>水川三二一の一部、三二二、三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>国安字稗田九二一から九二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに蔵田字島田四〇から四七まで、四八の一、四八の二、四九の一部、五〇から五三まで、五四の一、五四(五五)合併、五六から六〇まで、六一の二から六一の四まで、六二の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十五年六月二十五日現在の地番による。)</p>
<p>国安字向市場</p>	<p>国安字向市場のうち九〇八の四、九一〇の二六、九二八の一、九二八の二、九二九の一、九二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>国安字稗田</p>	<p>国安字稗田のうち九二二の一部、九二二の一部、九二三、九二四、九二五から九二七までの一部、九三三の一部、九三四、九三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、国安字向市場九〇八の四、九一〇の二六、九二八の一、九二八の二、九二九の一、九二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、蔵田字島田四九の一部及びこれと一体をなす国有地、蔵田字三軒屋三〇二の二の一部及び三〇二の一、二並びに蔵田字清水川三二〇の一部、三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>蔵田字瀬戸田</p>	<p>蔵田字瀬戸田のうち二六二の一部、二六三、二六四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、蔵田字清水川三二三の一部、三二三の二の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、蔵田字六反田三二五の四、三二五の五の一部、三二六の四及びこれらと一体をなす国有地</p>

ウイ

有地並びに蔵田字村西澤の全域

廃止する字の名称

蔵田字島田、蔵田字三軒屋、蔵田字清水川、蔵田字六反田及び蔵田字村西澤

鳥取県告示第七百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 本 弘 之	鳥医第二、六五二号	昭和五十六年七月十三日
村 上 篤 信	鳥医第二、六五三号	"
常 井 幹 生	鳥医第二、六五四号	"
牧 野 正 人	鳥医第二、六五五号	"

日 前 敏 子	鳥医第二、六五六号	"
川 角 博 規	鳥医第二、六五七号	"
河 野 菊 弘	鳥医第二、六五八号	"
小 立 寿 成	鳥医第二、六五九号	"
真 嶋 由 利 子	鳥業第四六一号	昭和五十六年七月二十日
石 黒 眞 吾	鳥医第二、六六〇号	昭和五十六年七月二十四日
林 英 一	鳥医第二、六六一号	"
小 林 薫	鳥医第二、六六二号	"

鳥取県告示第七百五十五号

昭和五十六年六月鳥取県告示第五百七十七号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十六号

昭和五十六年七月二十八日付けで倉吉市越殿町一四〇九番地倉吉市農業

協同組合から申請のあつた土地改良（梓谷地区農地開発）事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る倉田地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたの

で、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十八号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字樽谷東平七一九番地二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次にとおる昭和五十五年の秋分

の日の満潮位(D・L+〇・三〇メートル。以下同じ。)における公有水面と陸地との境界線、7の地点と8の地点とを直線で結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ昭和五十五年の秋分の日の満潮位における公有水面との陸地との境界線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津漁港東三号防波堤燈台(北緯三五度三一分二〇秒東経

一三四度〇五分二七秒)から二二九度〇〇分二七五・〇〇

メートルの地点(以上「A地点」という。)から二五一度

〇〇分二三・四〇メートルの地点

2の地点 A地点から二四八度〇〇分二八・八〇メートルの地点

3の地点 A地点から二一六度〇〇分三一・四〇メートルの地点

4の地点 A地点から二一九度三〇分四九・〇〇メートルの地点

5の地点 A地点から二二四度〇〇分五九・四〇メートルの地点

6の地点 A地点から二四一度〇〇分七三・二〇メートルの地点

7の地点 A地点から二六八度一五分六八・〇〇メートルの地点

8の地点 A地点から二六七度三〇分六三・六〇メートルの地点

9の地点 A地点から二六六度〇〇分五三・四〇メートルの地点

(三) 面積

一、五八五・九四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字樽谷東平七一九番地二地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びキの地点とアの地点とを直

線で結んだ線によつて囲まれた区域

- アの地点 A地点から二八三度〇〇分一四・二〇メートルの地点
- イの地点 A地点から二一七度〇〇分二六・六〇メートルの地点
- ウの地点 A地点から二〇一度〇〇分四〇・〇〇メートルの地点
- エの地点 A地点から二二六度〇〇分八二・六〇メートルの地点
- オの地点 A地点から二五四度〇〇分八六・四〇メートルの地点
- カの地点 A地点から二六六度三〇分八五・六〇メートルの地点
- キの地点 A地点から二八〇度〇〇分八二・六〇メートルの地点

(三) 面積 三、七三三・二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地及び関連用地

五 出願年月日

昭和五十六年七月十七日

鳥取県告示第七百五十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線鳥取東線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市吉成、宮長、大覚寺、的場、叶、数津、西大路、正蓮寺、雲山、大杓、南吉方三丁目及び立川町五丁目地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年八月十八日から昭和五十七年七月三十一日まで

鳥取県告示第七百六十号

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第七条第一項の規定に基づき日本道路公団が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年八月十八日から二週間鳥取県土木部道路課及び日本道路公団広島管理局大山道路管理事務所において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 道路の種類 県道

二 路線名 米子大山線

三 道路の区域

区 間	変更前後の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	後	前		
米子市大字岡成字岡成原二六番二から二七番一まで	後	前	三〇・〇〇〃五二・〇〇	八一・〇〇
	前	後	一一・〇〇〃一三・〇〇	
米子市大字泉字喜多原一二九三番三から一三二一番三まで	後	前	一三・〇〇〃二四・〇〇	七一・〇〇
	前	後	一七・〇〇〃二二・〇〇	
西伯郡大山町大字赤松字上榎原国有林九七は一	後	前	二一・〇〇〃三三・〇〇	二九・〇〇
	前	後	一八・〇〇〃一九・〇〇	
西伯郡大山町大字大山字二王堂三外国有林九六〇四	後	前	三〇・〇〇〃三一・〇〇	一六・〇〇
	前	後		

鳥取県告示第七百六十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月十二百円(送料を含む)】

一 組合の名称

米子市車尾中島土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十四年四月六日から昭和五十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市車尾字三番割東、字土橋及び字砂ノ下の各一部並びに中島字土

橋、字樋ノ口、字上井手中江、字荒神前、字保治田及び字長池の各一部

四 事務所の所在地

米子市中町二〇番地

米子市建設部都市計画課内

五 設立認可の年月日

昭和五十四年四月二日

六 事業年度

昭和五十四年度から昭和五十六年度まで

七 公告の方法

事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和五十六年八月十日